



# 鳥取県公報

平成 19 年 12 月 11 日(火)  
第 7 9 4 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (1035) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (1036) (〃) . . . . . 2
	種畜証明書の交付 (1037) (畜産課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (1038~1041) (森林保全課) . . . . . 7
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (1042) (治山砂防課) . . . . . 11
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (100) . . . . . 11
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3 件) (森林保全課) . . . . . 12
◇ 調達公告	落札者の決定 (集中業務課) . . . . . 19
	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) . . . . . 19

# 告 示

## 鳥取県告示第 1035 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画特別用途地区 大規模集客施設制限地区
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第 1036 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第 1037 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平 19 鳥取県 1 第 1 号	B 956	雑種	平成 16 年 11 月 23 日	岩手県 気仙郡 住田町	675 B C B	2210 A T Z	級外	西伯郡大山町 有限会社山水園
平 19 鳥取県 1 第 2 号	B 957	〃	〃	〃	〃	2210 A O Z	〃	〃

平 19 鳥取県 1 第 3 号	B 969	〃	平成 16 年 12 月 17 日	〃	682 B B C	2649 A O Z T	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 4 号	B 977	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 5 号	O R 553	〃	平成 18 年 7 月 11 日	〃	2826 A B B	2809 B N Z T	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 6 号	O R 554	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 7 号	O R 465	〃	平成 18 年 7 月 5 日	〃	2004 B A C	3395 A P Z T	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 8 号	O R 466	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 9 号	O R 467	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 10 号	藤景茂	黒毛 和種	平成 16 年 7 月 26 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	北国茂	ふじかげ 1142	2 級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
平 19 鳥取県 1 第 11 号	琴美津	〃	平成 16 年 9 月 2 日	〃	美津照	みつもり	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 12 号	菊菊 1702	〃	平成 17 年 2 月 20 日	〃	〃	きくつる 3 の 2	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 13 号	宅崇 1707	〃	平成 17 年 3 月 3 日	〃	北湖 2	たになみ 1362	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 14 号	菊宮 1721	〃	平成 17 年 3 月 23 日	〃	美津照	みやよし	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 15 号	博秋 1765	〃	平成 17 年 8 月 19 日	〃	茂勝鶴	ふじやすふく	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 16 号	笠穴 1791	〃	平成 17 年 9 月 23 日	〃	安平照	てるやすふく 2	〃	〃

平19 鳥取県1 第17号	笠友 1802	〃	平成18年 2月13日	〃	〃	やすくに1の 1	〃	〃
平19 鳥取県1 第18号	舞品 1806	〃	平成18年 2月25日	〃	茂波	みつてる	〃	〃
平19 鳥取県1 第19号	一筆 1814	〃	平成18年 3月11日	〃	安茂勝	ふしさかえ	〃	〃
平19 鳥取県1 第20号	福樺 1817	〃	平成18年 3月15日	〃	福栄	あいこ	〃	〃
平19 鳥取県1 第21号	一岩 1826	〃	平成18年 4月4日	〃	安茂勝	がくきた 508	〃	〃
平19 鳥取県1 第22号	一群 1829	〃	平成18年 4月8日	〃	〃	てるふく 1333	1級	〃
平19 鳥取県1 第23号	菊認 1832	〃	平成18年 4月13日	〃	美津照	まゆこ	2級	〃
平19 鳥取県1 第24号	笠鈴 1836	〃	平成18年 4月15日	〃	安平照	やすみ5	〃	〃
平19 鳥取県1 第25号	金勝	〃	平成18年 1月17日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	金平勝	かつひめ	〃	倉吉市 岸田克己
平19 鳥取県1 第26号	茂栄 2	〃	平成18年 4月6日	鳥取県 日野郡 日野町	〃	しげつる	〃	倉吉市 宍戸忠博
平19 鳥取県1 第27号	トットリ エフ 02- 245	ランドレ -ス種	平成14年 5月19日	鳥取県 西伯郡 西伯町	661 ウイル マ コバル ト シー	トットリ エ ル 00-071	〃	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
平19 鳥取県1 第28号	トットリ エル 02- 541	〃	平成14年 9月7日	〃	トットリ エル 99- 646	トットリ エ ル 97-612	〃	〃
平19 鳥取県1 第29号	トットリ エフ 05- 098	〃	平成17年 4月7日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ エフ 02- 243	トットリ エ フ 03-336	〃	〃
平19 鳥取県1 第30号	1120 ナガ ラ アワ 0151-63- 2-12	大ヨーク シャー種	平成13年 12月14日	鳥取県 西伯郡 西伯町	ナガラヨー ク 2000- 510151	063 アワ ハヤチネ 1301-8112- 3-7	〃	〃

平 19 鳥取県 1 第 31 号	アワヨーク ニクシ 04 -182	〃	平成 16 年 4 月 21 日	鳥取県 西伯郡 南部町	アワヨーク ニクシ 14 -85-6	アワヨーク ニクシ 14- 98-8	級外	〃
平 19 鳥取県 1 第 32 号	トットリ デー 05- 49	デュロツ ク種	平成 17 年 6 月 29 日	〃	トットリ デー 04- 80	トットリ デ ー 04-78	2 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 33 号	トットリ デー 05- 288	〃	平成 17 年 7 月 14 日	〃	トットリ デー 04- 46	トットリ デ ー 04-281	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 34 号	トットリ デー 05- 217	〃	平成 17 年 7 月 9 日	〃	トットリ デー 04- 252	トットリ デ ー 04-342	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 35 号	トットリ デー 06- 82	〃	平成 18 年 6 月 27 日	〃	トットリ デー 05- 288	トットリ デ ー 05-108	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 36 号	トットリ デー 06- 176	〃	平成 18 年 7 月 8 日	〃	トットリ デー 05- 89	トットリ デ ー 05-147	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 37 号	トットリ デー 06- 290	〃	平成 18 年 7 月 14 日	〃	トットリ デー 05- 298	トットリ デ ー 05-286	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 38 号	フジヨーク 353- 060872	大ヨーク シャー種	平成 18 年 10 月 22 日	〃	フジヨーク 912-040376	フジヨーク 021111-659	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 39 号	銀河公	黒毛 和種	平成 13 年 10 月 10 日	〃	第 2 藤船	きみこ	〃	西伯郡南部町 安部公三
平 19 鳥取県 1 第 40 号	安福照	〃	平成 17 年 9 月 11 日	〃	糸福波	くにおくえい	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 41 号	第 2 富士茂 勝	〃	平成 11 年 5 月 20 日	鳥取県 日野郡 日南町	平茂勝	ふじしげ	1 級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
平 19 鳥取県 1 第 42 号	金平勝	〃	平成 12 年 12 月 17 日	鳥取県 鳥取市	〃	かねこ 5 の 2	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 43 号	宮晴桜	〃	平成 13 年 3 月 25 日	〃	茂重桜	みやはる 3 の 7	2 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 44 号	安重波	〃	平成 13 年 6 月 10 日	〃	茂波	ちづる	〃	〃

平 19 鳥取県 1 第 45 号	勝安波	〃	平成 13 年 12 月 16 日	〃	平茂勝	しげふく 1	1 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 46 号	平菊照	〃	平成 14 年 2 月 21 日	〃	〃	はるみ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 47 号	北福内	〃	平成 14 年 6 月 1 日	〃	北国 7 の 8	ふくうち 7 の 3	2 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 48 号	照福栄	〃	平成 14 年 7 月 15 日	〃	福栄	てるしげ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 49 号	北国桜 15	〃	平成 15 年 1 月 4 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	北国 7 の 8	ひえもんどい	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 50 号	景平	〃	平成 15 年 10 月 10 日	鳥取県 鳥取市	平茂勝	かげふく	1 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 51 号	糸寿	〃	平成 16 年 6 月 1 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	糸新鶴	さかぐち 1	2 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 52 号	八重勝	〃	平成 16 年 6 月 26 日	鳥取県 鳥取市	平茂勝	やえこ 3 の 8	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 53 号	福西松	〃	平成 16 年 7 月 30 日	〃	福栄	たないとにし まつ	1 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 54 号	勝大山	〃	平成 17 年 5 月 5 日	鳥取県 日野郡 日南町	平茂勝	まるこ	2 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 55 号	峰友	〃	平成 17 年 6 月 3 日	鳥取県 日野郡 日南町	峯勝	もりひめ	1 級	〃
平 19 鳥取県 1 第 56 号	勝忠桜	〃	平成 17 年 6 月 17 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	勝忠平	さくら	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 57 号	峯照	〃	平成 17 年 8 月 13 日	鳥取県 鳥取市	峯勝	くらいと	〃	〃

平 19 鳥取県 1 第 58 号	秀峯	〃	平成 18 年 4 月 14 日	鳥取県 倉吉市	〃	ふじた 2	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 59 号	神花	〃	平成 18 年 5 月 1 日	鳥取県 日野郡 日南町	神茂勝	さえ 11	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 60 号	原柴	〃	平成 18 年 5 月 5 日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	第 3 原茂	しばひめ 30	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 61 号	神翠	〃	平成 18 年 5 月 7 日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	神茂勝	ひえひらしげ なみ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 62 号	金勝忠	〃	〃	〃	勝忠平	はなゆき	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 63 号	琴安平	〃	平成 16 年 3 月 15 日	〃	安平照	ひさふく	2 級	鳥取市 上島孝博
平 19 鳥取県 1 第 64 号	福王	〃	平成 10 年 9 月 5 日	鳥取県 八頭郡 河原町	糸晴	ちづたまふく	〃	鳥取市 谷口達雄
平 19 鳥取県 1 第 65 号	万作	〃	平成 13 年 2 月 6 日	福島県 双葉郡 葛尾村	安糸	めぐひめ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 66 号	鶴丸 3	〃	平成 15 年 2 月 8 日	兵庫県 美方郡 香美町	鶴丸土井	ゆきひめ 1	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 67 号	英平茂	〃	平成 17 年 3 月 7 日	佐賀県 唐津市	平茂勝	やすこ	〃	〃
平 19 鳥取県 1 第 68 号	照崎土井	〃	平成 11 年 6 月 12 日	鳥取県 西伯郡 中山町	照長土井	さちこ	〃	鳥取市 鳥取県畜産農 業協同組合

## 鳥取県告示第 1038 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字大淵頭264の2、大字小船字ウヲノデ1175、1176の2、1178から1180まで、字今出1181の1、1182の1、1183、1184、1185の1、1185の2、1186、1187、1188の1、1189の1

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字中河原277の175、277の212、字フロノモト280の10から280の15まで、大字長砂字寺ノ谷324、大字中原字下モ谷1086の2、1086の3、1087の1から1087の3まで、1088、1088の1、字上ミノ谷1129の2から1129の4まで、1129の6、1129の48、1139から1144まで、字畑ヶ谷1169の1、1169の2、1170、1170の1、1171から1173まで、1174の1から1174の4まで、1174の6、大字小船字赤淵1200、1200の1、1200の2、1201から1204まで、1205の1、1206の1、1207、字ゲン浪1208の1から1208の5まで、1209から1212まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字上ノ山183の1、183の2、字秋カリヨフ277の97、277の167、277の229、字大林285の1、大字中原字下モ谷1097、1110、1110の1、1111、大字小船字ゲン浪1216の3、字大將軍1225、1225の1、1226から1228まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

### 鳥取県告示第1039号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字坂ノ谷3613の1、3613の2、3614、3619の1から3619の8まで、3619の10、3619の14から3619の27まで、大字智頭字会下山2296から2300まで、2301の1(次の図に示す部分に限る。)、2301の2、2301の3、2302から2304まで、字高幡谷2306、2309、2310、字タドコ2312、2314から2316まで、2317の1、字東谷2313、字小松谷奥2326、字妙法寺下モ平2336の1、2336の2、2336の4、2337から2340まで、2342、2344の1から2344の3まで、字妙法寺上平2343、2345から2353まで、字寿々谷2382の1、2382の2、2388、2389、2391から2393まで、字新田2424、2426、字ネジレ2469、字大途2470、字瀧谷奥2471の1(次の図に示す部分に限る。)、2471の2から2471の5まで、2472の1、2472の2、大字西野字越道747、747の1から747の3まで、747の5から747の7まで、747の9、748、748の1、748の2、748の4、749、749の1から749の3まで、750、750の1、751、字大横山1205から1208まで、1208の1、1208の2、1209の1、1210から1217まで、1219、1219の1、1220から1223まで、1224の1、1224の2、1225から1229まで、字野々本山1236から1243まで、字小谷1244の1から1244の3まで、1245から1249まで、1250の1から1250の3まで、1250の5から1250の19まで、字小屋ノ谷1251、1252、1253の1、1253の3から1253の19まで、1253の31から1253の35まで、字越道山1254、1255、1256の1、字海上1264の3から1264の9まで、字金山東平1269、1269の1、1270から1274まで、1275の2から1275の29まで、1276、1277、1277の1、字尾見谷1278から1285まで、字漆谷1316、1317、1318の1、1318の2、1319から1324まで、1325の1から1325の3まで、1327の1、1327の2、1328、1329の2から1329の22まで、字登り尾1330から1333まで、字材木谷1334から1336まで、1336の1、1337、1337の1、1338、1338の1、1339の2から1339の9まで、字新佐工門小屋1340、1341、1343、1345、1345の1、1345の2、1346、1347、1348の1から1348の11まで、字本谷東平1350、1350の1、1350の2、1351、1351の1から1351の3まで、1352、1352の1から1352の4まで、1353、1353の1、1354の1から1354の6まで、字一ノ瀧1355から1365まで、1368から1372まで、字立野1373から1379まで、1381、1382、大字郷原字小火打山298、310、311、313から323まで、大字口宇波字コライ谷474、字佐治ヶ谷519、字屋根屋谷526の2、527から530まで、532、字合郎谷536の1から536の3まで、537の1から537の3まで、538の1から538の3まで、540、字坂ノ谷541、541の1、542、543、544の1から544の3まで、545の1、545の2、547、字大ヶ谷548、551の1、552の1、大字惣地字中ノ谷高木573、575の1、577、578の1、578の2、579から581まで、581の1、582から588まで、589の1、589の2、590、591、593から595まで、602、603の1、604、605、607から610まで、612、614、616、617、623、625、628から631まで、633、字大谷640の1、641の1、642の1、643の1、644、650、字ケブ谷651、653、654

#### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 1040 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町安井宿字廣谷1217、1221の1から1221の3まで、1222の1から1222の3まで、1223の1、1223の2、1223の21
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 1041 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字公文字亀谷349、362、字亀谷平369の1、369の3、380、383、大字山田字ロクロ谷508の3、字スヽコ谷511、512、字庄谷516、516の1、字家ノ上557、字平ノ上566、字北山607の1、607の3、字河内谷東平627の2、字河内谷西平628の3、字河内谷北平629の1、大字倉坂字塚ノ谷1036、字カマラ谷1051
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 1042 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

下峰寺地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 16 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 16 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町下峰寺字村内 181-1	1 号
八頭郡八頭町下峰寺字岩崎 431-4	2 号
八頭郡八頭町下峰寺字岩崎 433	3 号
八頭郡八頭町下峰寺字後山 428	4 号
八頭郡八頭町下峰寺字後谷 459	5 号
八頭郡八頭町下峰寺字女郎谷 497	6 号
八頭郡八頭町下峰寺字谷内 504	7 号
八頭郡八頭町下峰寺字谷内 503	8 号
八頭郡八頭町下峰寺字谷内 516	9 号
八頭郡八頭町下峰寺字広畑ヶ 222	10 号
八頭郡八頭町下峰寺字広畑ヶ 218-1	11 号
八頭郡八頭町下峰寺字モトユヒ 254-2	12 号
八頭郡八頭町下峰寺字村内 202-2	13 号
八頭郡八頭町下峰寺字村内 195	14 号
八頭郡八頭町下峰寺字村内 186-1	15 号
八頭郡八頭町下峰寺字村内 181-1	16 号

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第 100 号**

平成 19 年 12 月 5 日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、1,009 であるので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 99 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

---

## 公 告

---

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）鈴木 勝蔵の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市円通寺字種田口 189 の 1 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 20 日付鳥取県告示第 961 号）の内容  
（告示の内容）
  - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市円通寺字種田口 189 の 1
  - （2） 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - （3） 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - （ア） 主伐は、択伐による。
      - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

---

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 20 日付鳥取県告示第 963 号）の内容  
（告示の内容）

## 1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

富嶋 光子	岩美郡岩美町大字太田字光寺 331 の 10
奥村 健治	岩美郡岩美町大字恩志字恩志山 914 の 3
西川 甚八	〃
村上 勘吉	〃
村上 岩藏	〃
村上榮太郎	〃
村島 石藏	〃
村嶋糸三郎	〃
谷口 勇二	〃
中山 英治	〃
田村 壽雄	〃
田中 鉄藏	〃
岡田 義春	岩美郡岩美町大字本庄字坂ノ下 931
岡田 賢一	〃
岡田 重吉	〃
岡田 博保	〃
巨島 君子	〃
山根瀧太郎	〃
山本 平藏	〃
小畑 義次	〃
松井 邦男	〃
城戸 公孝	〃
城戸 松雄	〃
森本 ふう	〃
村松 豊藏	〃
村上 博靖	〃
村上 範夫	〃

中田 正雄	〃
平田 岩松	〃
岡田 義春	岩美郡岩美町大字本庄字坂ノ下 931 の 2
岡田 賢一	〃
岡田 重吉	〃
岡田 博保	〃
巨島 君子	〃
山根瀧太郎	〃
山本 平藏	〃
小畑 義次	〃
松井 邦男	〃
城戸 公孝	〃
城戸 松雄	〃
森本 ふう	〃
村松 豊藏	〃
村上 博靖	〃
村上 範夫	〃
中田 正雄	〃
平田 岩松	〃
岡田 義春	岩美郡岩美町大字本庄字坂ノ下 931 の 3
岡田 賢一	〃
岡田 重吉	〃
岡田 博保	〃
巨島 君子	〃
山根瀧太郎	〃
山本 平藏	〃
小畑 義次	〃
松井 邦男	〃
城戸 公孝	〃
城戸 松雄	〃
森本 ふう	〃
村松 豊藏	〃
村上 博靖	〃

村上 範夫	〃
中田 正雄	〃
平田 岩松	〃
巨島 君子	岩美郡岩美町大字本庄字門所 932 の 1
小畑 豊子	〃
城戸 公孝	〃
城戸 松雄	〃
森本 ふう	〃
村上 博靖	岩美郡岩美町大字本庄字門所 932 の 4
村上 範夫	〃
村上 博靖	岩美郡岩美町大字本庄字門所 932 の 5
村上 範夫	〃
岡田 博保	岩美郡岩美町大字本庄字岡谷 953 の 4
平田 岩松	岩美郡岩美町大字本庄字岡谷 953 の 10
村松 徳重	岩美郡岩美町大字本庄字岡谷 953 の 17
村上九十九	岩美郡岩美町大字本庄字岡谷 953 の 21
岡田 博保	岩美郡岩美町大字本庄字岡谷 953 の 23
村松 徳重	〃
平田 岩松	〃

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

橋本 安壽	岩美郡岩美町大字河崎字三ツ溝 303
川下 義治	〃
川下 義雄	〃
谷垣 博義	〃
片岡 一男	〃

橋本 安壽	岩美郡岩美町大字河崎字二本松 315 の 2
川下 義治	〃
川下 義雄	〃
谷垣 博義	〃
片岡 一男	〃
村上 岩藏	岩美郡岩美町大字恩志字小堤 410 の 13
村上榮太郎	〃
村島 石藏	〃
田中 鉄藏	〃
石田 雅年	岩美郡岩美町大字新井字三島谷 419 の 3 (次の図に示す部分に限る。)
河上 二郎	岩美郡岩美町大字新井字三島谷 419 の 19
河崎 鶴男	〃
河崎 武志	〃
河崎 晴美	〃
石田 雅年	〃
前田 益夫	〃
前田 良雄	〃
前田 廣一	〃
辻 静枝	〃
田中 友和	〃
尾崎 一夫	〃
平野 則夫	〃
前田 良雄	岩美郡岩美町大字新井字三島谷 419 の 21
河崎 聊藏	岩美郡岩美町大字新井字親谷 521 の 3
河崎千代藏	〃
河上 国男	〃
石田 雅年	〃
前田 益夫	〃
前田 広一	〃
前田 良雄	〃
辻 静枝	〃
田中 米藏	〃
尾崎 一夫	〃

平野 重造	〃
河崎 聊藏	岩美郡岩美町大字新井字親谷 521 の 4
河崎千代藏	〃
河上 国男	〃
石田 雅年	〃
前田 益夫	〃
前田 広一	〃
前田 良雄	〃
辻 静枝	〃
田中 米藏	〃
尾崎 一夫	〃
平野 重造	〃
石田 雅年	岩美郡岩美町大字新井字親谷 521 の 17
河崎 聊藏	岩美郡岩美町大字新井字親谷 521 の 52
河崎千代藏	〃
河上 国男	〃
石田 雅年	〃
前田 益夫	〃
前田 広一	〃
前田 良雄	〃
辻 静枝	〃
田中 米藏	〃
尾崎 一夫	〃
平野 重造	〃
山本 平藏	岩美郡岩美町大字本庄字二ノ坂口 951 の 1
松井 美賀	岩美郡岩美町大字本庄字二ノ坂口 951 の 4
山本 平藏	岩美郡岩美町大字本庄字二ノ坂口 951 の 6
松井 邦男	〃

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 11 月 20 日付鳥取県告示第 964 号)の内容  
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

定常 稔和	東伯郡琴浦町大字別宮字家ノ上エ 27
杉山猪之吉	東伯郡琴浦町大字別宮字堂久 33
杉山裕一郎	東伯郡琴浦町大字別宮字前井滝平ル林 137
定常 稔和	東伯郡琴浦町大字別宮字大滝 1118
杉山裕一郎	東伯郡琴浦町大字別宮字大滝 1119

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達物品の名称及び数量      | 排水ポンプ車 1 台                       |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                           |
| 3 落札日              | 平成 19 年 11 月 14 日                |
| 4 落札者の名称及び所在地      | クボタ機工株式会社<br>広島県広島市中区袋町 4-25     |
| 5 落札金額             | 37,601,749 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 入札公告日            | 平成 19 年 10 月 2 日                 |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                         |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課<br>鳥取市東町一丁目 220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 県立学校サーバの賃貸借 一式                   |
| 2 契約方式             | 一般競争入札                           |
| 3 落札日              | 平成 19 年 10 月 1 日                 |
| 4 落札者の名称及び所在地      | KOA・IBM・日通商事共同企業体<br>米子市両三柳 328  |
| 5 落札金額             | 月額 3,925,950 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日            | 平成 19 年 8 月 17 日                 |
| 7 落札方式             | 最低価格落札方式                         |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課<br>鳥取市東町一丁目 271 |